

代理（表見代理①109条）

©甲斐翔真

1 はじめに

（代理権授与の表示による表見代理等）

第百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

前回までの解説で、相手方が無権代理に対してなしうる行為として、

- ①追認か確答すべき催告 114条
- ②無権代理行為の取消権行使 115条
- ③無権代理人に対する責任追及 117条
- ④表見代理 109、110、112条 ← **今回は109条**

表見代理は、無権代理が行われた際、相手方の信頼を保護し、取引安全を図るために例外的に本人に効果帰属を認める制度

表見代理の3類型は、無権代理人に権限があるとの虚偽の外観がどのように作出されたかに応じて、虚偽外観に対する相手方の信頼の正当性を測る主観的要件を変化させている。

↓

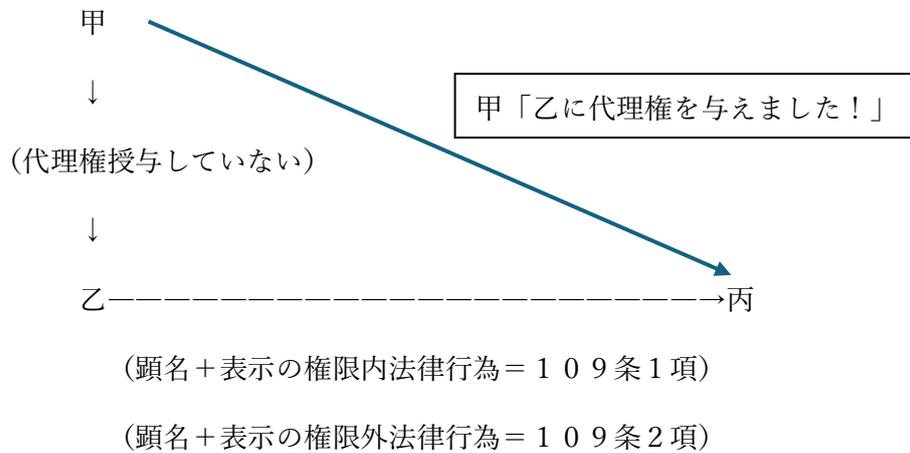
虚偽外観作出の本人の帰責性 VS 相手方の信頼保護（取引安全）

※ 答案では、無権代理の効果は、追認の無い本件においては、本人に効果帰属せず、相手方の本人に対する請求不可である原則論を指摘することが重要（113条1項）

代理（表見代理①109条）

©甲斐翔真

2 授權表示による表見代理（109条）



甲が丙に対し、授權表示をしていた場合、丙に悪意又は過失がない限り、乙が甲のためにした法律行為の効果が甲に帰属する。

3 要件（109条1項）

①授權表示

②授權表示内の法律行為

③顕名

④代理権授与されていないことを知らなかった。 ※信じたことまでは不要

⑤④を知らないことに過失がない。

表見代理制度は、権利外観法理のあらわれとして、相手方の主観的保護要件（④⑤）が要求されるため、表見代理による利益を得る相手方が自己の善意無過失を証明するのが本来の権利外観法理の姿である。それにも関わらず、相手方の主観的保護要件（④⑤）の証明責任を本人に負わせたのは、本人の帰責性が大きいことが考慮されている。

代理（表見代理①109条）

©甲斐翔真

相手方が本人に効果帰属させたいと思い、①②③を主張立証

他方

本人は、表見代理成立を否定して、109条1項但書の通り、相手方の悪意又は有過失を主張立証する。（参照判例：最判昭41.4.22）

4 要件（109条2項=109条1項+110条）

表示された代理権の範囲を超える場合、109条1項表見代理は成立せず、基本代理権が無い場合、110条表見代理も成立しない。

このような場合、授權表示をした帰責性のある本人との関係で相手方の信頼保護を測るための規定が109条2項である。

上記109条1項成立要件

①授權表示

授權表示内の法律行為←充足不要：充足したと仮定するから検討不要

②顕名

③代理権授与されていないことを知らなかった。

④③を知らないことに過失がない。

⑤代理権の範囲外の行為について相手方が代理権の範囲内であると信ずべき正当な理由

相手方が本人に対し、①②を主張

本人が相手方に対し、③④を主張

相手方が本人に対し、⑤を主張

代理（表見代理①109条）

©甲斐翔真

